

(特 約 条 項)

(保 守)

第1条 受注者は、発注者が物品（装置）を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書等の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。

2 受注者は、発注者から第15条第2項の報告を受けたときは、受注者の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

3 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

4 発注者は、物品（装置）の保守管理に必要な電気料金を負担する。

(特 約 条 項)

(保守)

第1条 受注者は、発注者が物品（装置）を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。

2 受注者は、発注者から第15条第2項の報告を受けたときは、受注者の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

3 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

4 発注者は、物品（装置）の保守管理に必要な電気料金を負担する。

(撤去に関する記載について)

第2条 第9条を削除して、次の条文を挿入する。

(物品（装置）の納入（設置）にかかる費用負担)

第9条 この契約に基づく物品（装置）の納入（設置）及びその他この契約を履行するために要するすべての費用は受注者の負担とする。

(物品（装置）の撤去)

第3条 第29条を次のとおり読み替える。

第29条 受注者は、借入期間が満了したときは、この物品（装置）を発注者へ無償譲渡する。物品（装置）の撤去については発注者がこれを行う。ただし、中途解除のときは、仕様書のとおりとする。